

南薩地域魅力ある商品づくり支援事業 実施要領

第1 目的

この要領は、「南薩地域魅力ある商品づくり支援事業」の適正かつ円滑な実施を図るため、鹿児島県補助金等交付規則及び鹿児島県地域振興推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業主体

補助金の交付の対象となる者は、南薩地域（枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市）に事業所を有する団体とする。

第3 対象事業

対象事業は、以下に示す1から4までの要件のいずれにも該当する事業とする。

- 1 南薩地域（枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市）で生産される農林水産物・加工品・特産品を活かした商品、観光体験メニュー等の開発・改良を行う事業であること。
- 2 補助金の交付決定日以前に着手していない事業であること。
- 3 同一年度において、県の補助等を受けていない事業であること。
- 4 事業が令和7年3月14日（金）までに完了するものであること。

第4 事業企画書の提出

事業を実施しようとする団体は、事業企画書（別記第1号様式）等を南薩地域振興局長に提出するものとする。

第5 事業の承認

南薩地域振興局長は、第4により提出された事業企画書が、第3の要件に合致し、事業の達成が確実と見込まれる場合は、交付要綱別記第2号様式により承認を行う。

第6 補助金額

補助金額は、補助対象経費の2分の1以内で、上限300千円とする。（千円未満切り捨て）

第7 補助金等交付申請書に添付すべき書類

交付要綱第5条第2項に定める補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- 1 事業計画書（別記第2号様式）
- 2 収支予算書（別記第6号様式）

第8 補助金等変更交付申請書に添付すべき書類

交付要綱第8条第2項に定める補助金等変更交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- 1 事業変更計画書（別記第3号様式）
- 2 変更収支予算書（別記第7号様式）

第9 補助事業等実績報告書に添付すべき書類

交付要綱第11条第2項に定める補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- 1 事業実績書（別記第4号様式）
- 2 収支精算書（別記第8号様式）
- 3 補助対象経費の支出を証する帳票，領収書等の写し
- 4 事業実施に関連する写真，チラシ，ポスターなどの資料等
- 5 事業成果調書（別記第5号様式）

第10 その他

この要領に定めるもののほか，事業実施に必要な事項は，南薩地域振興局長が別に定める。

附 則

この要領は，令和6年4月15日から施行する。